

焼きたてパン新聞 “ほっかほか”

パンの世界大会で日本チーム優勝！

今月のメニュー

1. モンディアルデュパン
2. 東京視察会
3. 下半期オープン
4. 事業内容
5. 税務コラム



モンディアル・デュ・パン優勝！！

10月にフランスにて開催されたモンディアル・デュ・パン(パン作りのフランス大会)において、日本代表が優勝しました！日本代表として出場したのは、群馬県高崎市のパン屋さん、コム・ンの大沢シェフ。このモンディアル・デュ・パンに出場するためには、日本代表になることが必要で、それまでの選考においてもラピュタをイメージした飾りパンなどを披露されていた大沢シェフでしたが、今大会では左下写真のように流鏝馬をイメージした飾りパンを見事表現されました。アシスタントの部門賞を受けた久保田シェフはコム・ンの従業員で、こちらも選考を勝ち抜いての出場であり、同じ店の



二人が協力しあい、日本勢初の優勝を見事勝ち取りました。他にも2部門で賞を取られ、4冠という素晴らしい成績でした。いつか私も現地に行きたい！本当におめでとうございました。(喜多 泰友)



PANメンバーズ東京視察会

11/20～11/21の2日間、PANメンバーズの東京視察会に同行させていただきました。「社員が働きたいと思う環境づくり」を実践しているベーカリーとして1件目に訪問したのは千葉県の「ベーカリーハイジ」さん。宮下社長と社員様にもお話しを伺った後、11/1オープンした池袋スクランブルスクエアへ。夜は日本リアルベーカリーの会員様にお越しいただき、大懇親会。また翌日は埼玉のK-ヨコヤマさんとデイジイさんを訪問し、お話しを伺いました。今回伺った3社に共通しているのは、常に社長が社員の幸せを1番に願い、コミュニケーションの時間をとても大切にしているということ。実際スタッフの方からもお話しを伺いましたが、皆さん本当にいい笑顔で、とても楽しそうに働かれていました。労働条件など、きつと思われることが多く、人材や採用には悩みの絶えないパン業界ですが、今回訪問したようなお店がどんどん増えて、いつの時代も子供たちのあこがれの職業であって欲しいと心から思いました。(松本 佳子)



ハイジ宮下社長を囲んで記念写真



池袋スクランブルスクエア NRBの方々と大懇親会 Kヨコヤマの横山社長と佐々木取締役 デイジイ倉田社長の案内で工場見学。最後は2日間の振り返り

下半期オープンのお店

和み NAGOMI

大阪市北区曽根崎

1丁目で12月16日にオープンする和み(NAGOMI)。お昼は鰯大根定食や牛すじ定食、お造り定食等の和風の定食を取り揃えたお店で、夜はロマネスコやシャドウクイーンやセロリアック等の珍しい野菜を使用した、こだわり野菜&創作和ダイニングのお店です。オープンから3日間限定で、ランチメニューが800円のところを500円で提供されていますのでお近くに寄られた際は、是非行って見て下さい。



PAINDUCE Park

大丸心斎橋店にオープンしたパンデュースパーク！パンデュースのパンだけでなく、フードホールで楽しい場所(Park)を提供したいというコンセプトを基に、ハンバーガーやサンドイッチ、ピザやスープなどが充実されたお店となっています。大丸心斎橋店でしか感じる事ができない楽しい場所です！是非足を運んでみてください。



事業内容 ホームページは <https://www.bakery-no1.com>

1. 身近なパートナーとしての税務顧問
2. 「現金管理」や「目標管理」を中心としたショップ経営のサポート
3. 「儲かるお店をつくる5ステップ」など繁盛店セミナー・講演・勉強会
4. 会計業務全般請負(業務改善～入力代行)

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル2F



←QRコードで
読取してください

TEL:06-6131-5600 FAX:06-6131-5670 e-mail:info@bakery-no1.com



税務コラム

今年も年末調整を行う時期になりました。年末調整は、給与等の支払者が支払いを受ける人(従業員)の一人一人について、年間の支払いが確定した給与等の総額に対して、納めなければならない税額を算出し、過不足を精算する手続きです。原則として「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した従業員全員について行います。例外的に年末調整の対象にならない方もいますので、ご確認下さい。また、令和2年分「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式が変更になりました。住民税に関する事項に、「単身児童扶養者」の欄が追加されています。

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

| 16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生) | (フリガナ)氏名 | | 個人番号 | あなたとの続柄 | 生年月日 | 住所又は居所 | 控除対象外 国外扶養親族 | 令和2年中の所得の見積額 | 異動月日及び事由 |
|------------------------|---|---|-----------------|------------------|----------------------------|--------|-----------------|--------------|----------|
| | 1 | 2 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | 円 | |
| | | | | | | | | 円 | |
| 単身児童扶養者 | <input type="checkbox"/> 該当する場合には左記にチェックを付けてください。 | | 児童扶養手当 証書の番号 | 生計を一にする 児童の氏名 | 左記欄の 児童の 所得の 見込み額 | | | 異動月日 及び事由 | |

↑単身児童扶養者とは・・・

その年(今回は令和2年)の12月31日の現況で、次の3つの要件のすべてに当てはまる人です。

1. 児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母である方
2. 現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様である場合を含みます。)をしていない方または配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。)の生死の明らかでない方
3. 児童扶養手当の対象児童の総所得金額等の合計額が48万円以下(給与収入のみの場合は、給与収入が113万円以下であれば給与所得が48万円以下になります。)

※当該受給者の合計所得金額が135万円以下(給与収入のみの場合は218万8千円未満)であれば住民税が非課税となることと改正されました。

年末調整に関して、その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。(福重 有紀子)